

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月 28日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 岡崎市明大寺町字西郷中37番地 氏 名 小原建設株式会社 執行役員岡崎事業部長 鈴木 隆 電話番号 (0564) 51-2622 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	小原建設株式会社 岡崎事業部
事業場の所在地	愛知県岡崎市明大寺町字西郷中37番地
計画期間	令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06:総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 154,42万円
③ 従業員数	71人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(建築物解体) がれき類→再生処理業者に委託し、破砕後、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、破砕後、チップとして再資源化 混合物→最終処分業者に委託し、選別後、破砕・焼却・埋立処分 (建設工事) がれき類→再生処理業者に委託し、破砕後、再生砕石として再資源化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託し、圧縮後、RPF燃料として再資源化 (基礎工事) 汚泥→中間処理業者に委託し、脱水後、土壌改良材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙 本社工務部長 → ISO推進室(全社産業廃棄物管理責任者) ↓ 岡崎事業部長 → 工事部長 ↓ 事業部産業廃棄物責任者 → 担当工事長 ↓ 各担当者作業所長(産業廃棄物処理責任者) → 作業所係員 ↓ 解体業者⇔収集運搬業者⇔処分業者(中間処理・最終処分)(管理体制図)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】
	産業廃棄物の種類 別紙
	排 出 量 別紙
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の種類別集積 有価物の金属くず・段ボールの適正な集積と処理 リサイクル可能なコンクリートくず・アスファルトくず等は、再生砕石工場にて適正処理委託 中間処理委託業者の検査及び指導
② 計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙
	排 出 量 別紙
	(今後実施する予定の取組) 取得したISO14000との連携を深め、適正な処理と環境型社会を形成する。 現場に持込む資材が過剰としない計画を立てる。 工場での加工を増やし、現場では組立てのみとする。 包装、梱包を簡素化する。
産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)ガラス、陶磁器くず、金属くず、木くず、 廃プラスチック類は5分別を目標としている。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業現場が小規模で空地が少ない作業所は、トンパックを利用して、 種類毎の分別を推進する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設廃棄物	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 未実施 型枠については、可能な範囲で再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設廃棄物	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 未実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 未実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	全処理委託量	別紙	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙	
	再生利用業者への処理委託量	別紙	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙	
	(これまでに実施した取組) 法令(委託基準)に従い、業者と書面により委託契約を締結する。可能な範囲で再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	全処理委託量	別紙	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良認定処理業者を選定する。 再生利用業者、熱回収業者への処理委託の推進 電子Manifestの対応が可能な処理業者の選定 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

